

長崎市子どもの学習・生活支援事業業務に係る説明書

令和8年4月1日

長崎市中心総合事務所生活福祉2課

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市子どもの学習・生活支援事業業務

(2) 業務内容

長崎市子どもの学習・生活支援事業業務仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和11年7月31日まで

ただし、業務開始日は令和8年8月1日とし、契約日から業務開始日の前日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

(4) 履行場所

長崎市が指定する場所

(5) 予算額

総額 44,257,365円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）

令和8年度 9,834,970円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 14,752,455円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和10年度 14,752,455円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和11年度 4,917,485円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) その他

ア 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者数は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（ア）提案資格を満たさないこととなった場合

（イ）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、秘密義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏らしてはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合にお

いて、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5（3）の場所に届けなければならない。

2 スケジュール（予定）

手続き	期限等
公告	令和8年4月1日（水）
説明書その他資料配布期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年5月25日（月）午後5時まで
参加表明の手続き期限	令和8年4月22日（水）午後5時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月24日（金）午後5時まで
提案書提出要請日	令和8年4月24日（金）
質問に対する回答期限	令和8年4月28日（火） ※質問内容を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものは適宜回答します。
提案書提出期限	令和8年5月26日（火）午後5時まで
ヒアリング実施予定日	令和8年6月2日（火）
決定・非決定通知予定日	令和8年6月5日（金）
見積書提出期限	令和8年6月26日（金） ※受託候補者に対して生活福祉2課から連絡します。
契約締結予定日	令和8年7月1日（水）

3 参加表明の手続き

（1）提出書類

「公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）」及び「担当者連絡先（様式ア）」

（2）提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

（3）提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階

長崎市中心総合事務所生活福祉2課（電話：095-829-1144）

E-mail：seifuku@city.nagasaki.lg.jp FAX：095-829-1223

（4）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）、電子メール又はファクシミリによる。

なお、電子メール又はファクシミリにより提出した際はその旨を電話により連絡すること。また、電子メールによる場合は、PDF形式で提出することとし、送信元がわかるもの（メール画面等）を保存しておくこと。ファクシミリによる場合、不明瞭なものは受領不可とするため留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月24日（金）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和8年4月24日（金）午後5時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市中央総合事務所生活福祉2課

電話：095-829-1144

E-mail：seifuku@city.nagasaki.lg.jp FAX：095-829-1223

(4) 質問に対する回答

令和8年4月28日（火）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

編綴は、次の順にまとめて通し番号を付し、左とじで行うこと。

書類番号	提出書類	備考
1	表紙	第4号様式
2	目次	任意様式
3	提案内容	任意様式。記載は別添「評価基準」の順とすること。
4	類似業務の実績一覧表	別紙1
5	参考見積書	任意様式
6	事業費積算内訳表	別紙2

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考及び受託者を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の着目点は別添「評価基準」に示す。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。
ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。

(4) 提案書の記載内容

ア 全般的な留意事項

- ①提案者は、本業務の目的及び仕様書の内容を十分に理解したうえで提案すること。
- ②提案書に記載する内容は、提案者自らが実現可能な内容とすること。
- ③仕様書に記載のない内容であっても、本業務の目的達成に資する有効な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- ④提案内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、具体的かつ分かりやすく記載すること。
- ⑤単に「仕様書のとおり」と記載するのではなく、具体的な方法や工夫を示すこと。

イ 提案書記載事項

提案書は、評価基準表の評価項目に対応させ、次の事項について具体的に記載すること。

【1 実施方針等】(①～③)

①業務理解度

- ・本事業の目的(学習支援と生活支援を一体的に実施し、貧困の連鎖の防止を図ること)に対する基本的な理解
- ・生活困窮世帯等の中高生が置かれている状況及び課題に対する認識
- ・本事業を実施するうえでの基本理念及び支援の考え方
- ・提案者が本事業に取り組む意義及び強み

②対象者分析の適切性

- ・家庭学習環境や学習習慣等の学習面の課題
- ・家庭環境や経済状況等の生活面の課題
- ・心理的課題(自己肯定感、孤立感、将来不安等)
- ・中学生と高校生の課題の違い
- ・上記分析を踏まえた支援の基本的なアプローチ

③支援体制構築の具体性

- ・参加申込受付及び参加登録の方法
- ・初回面談の実施方法
- ・支援計画の作成方法
- ・学習支援及び生活支援の実施方法
- ・参加が困難な者への対応(訪問支援、オンライン支援等)
- ・継続参加に向けた支援方法
- ・支援状況の把握及び評価の方法

※必要に応じて、支援プロセスをフロー図等で示すこと。

【2 提案内容】(④～⑬)

ア 学習支援の方法

④学習支援の方法

- ・ 個別指導を基本とした学習支援の方法
- ・ 学習レベルに応じた指導方法
- ・ 教材の選定及び準備方法
- ・ 学校の授業や定期試験等への対応方法
- ・ 学習習慣の定着に向けた支援方法
- ・ 学習意欲向上のための取組

⑤進学支援の具体性

- ・ 高校受験対策講座の実施方法
- ・ 試験対策、面接対策、作文対策等の内容
- ・ 進路相談の実施方法
- ・ 高等学校及び奨学金等の進学情報の提供方法
- ・ 個々の希望進路に応じた支援方法

イ 高校生に対する支援

⑥高校生の中退防止支援

- ・ 高校生の悩みや課題の把握方法、個別相談支援の方法
- ・ 中退リスクの早期把握及び対応方法
- ・ 高校への定着支援の方法

ウ 居場所及び生活支援

⑦居場所の支援

- ・ 個別相談支援の実施方法
- ・ 学習目的及び居場所目的の双方の参加者への配慮
- ・ 参加者同士の交流促進の方法
- ・ 安心して相談できる環境づくり

⑧社会性育成の方法

- ・ 社会体験活動の内容
- ・ 年間計画（実施時期、開催会場等）

⑨食の支援の工夫

- ・ 食の支援の内容及び方法
- ・ 参加者の状況に応じた工夫
- ・ アレルギー対応、食中毒防止等の安全対策

エ 運営体制

⑩学習会の運営方法

- ・ 会場の配置方針
- ・ 学習会の開催時間
- ・ 会場ごとの開催回数
- ・ 会場ごとの参加定員

⑪安全管理体制

- ・業務従事者の採用方法
- ・職員研修の実施内容
- ・日本版 DBS への対応
- ・事故や災害等の緊急時対応体制
- ・個人情報保護の取組

⑫効果測定と改善体制

- ・成果指標の達成状況の把握方法
- ・アンケート調査の実施方法
- ・結果の分析方法
- ・事業改善の仕組み（PDCA）

⑬人材確保・人材育成

- ・必要人材の確保方法
- ・大学生等の確保方法
- ・職員研修の内容
- ・人材育成の取組

【3 担当者評価】（⑭・⑮）

⑭相談支援員の専門性

- ・保有資格
- ・子どもの健全育成又は生活困窮者に関する支援の経験
- ・本業務における役割

⑮学習支援講師の専門性

- ・保有資格
- ・学習支援の経験
- ・困難を抱える子どもへの支援の経験

【4 組織評価】（⑯・⑰）

⑯組織体制及び事業遂行能力

- ・業務実施体制図
- ・指揮系統
- ・情報共有体制

⑰類似事業の実績

過去に実施した類似事業の実績について、別紙1に記載すること。

【5 参考見積】（⑱）

⑱経費の妥当性

事業費の積算について、内訳を別紙2に記載すること。

(5) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを10部（うち1部は会社名あり、9部は会社名なし）とし、提案書（第4号様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、審査

資料として使用するため会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容を記載しないこと。

(6) 提出期限

令和8年5月26日(火)午後5時【必着】(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

(7) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階
長崎市中心総合事務所生活福祉2課(電話:095-829-1144)

(8) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)による。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施予定日

令和8年6月2日(火)(詳細については別途、ヒアリング予定表(様式セ)にて通知する。)

(2) 持ち時間

説明30分以内及び質疑応答15分程度 計45分程度

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては決定通知書(第6号様式)により、受託者として特定しなかった者に対しては非決定通知書(第7号様式)によりそれぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和8年6月5日(金)

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者の特定のための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

1 1 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階

長崎市中央総合事務所生活福祉2課

電話：095-829-1144 FAX：095-829-1223

E-mail：seifuku@city.nagasaki.lg.jp